

# 公 示

次のとおり公募します。

令和6年8月1日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 板松 一郎

## 1 公募内容

- (1) 本件は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第67条第1項の健康管理手帳及び船員健康管理手帳の所持者に対する健康診断事業として、次の(3)に掲げる(ア)～(ス)のいずれかの業務に係る健康診断を実施する機関を公募するものである。（複数の事業への応募は可。）
- (2) がんなど、発病までの潜伏期間が長く、また、発病した場合に重篤な結果を起こす疾病にかかるおそれのある特定の有害業務に従事したことのある離職者の健康管理を図ることを目的とする。
- (3) 次の業務に係るもの。
  - (ア) ベンジジン等業務
  - (イ) 粉じん業務
  - (ウ) クロム酸等業務
  - (エ) 砒素業務
  - (オ) コールタール業務
  - (カ) ビス（クロロメチル）エーテル業務
  - (キ) ベリリウム業務
  - (ク) ベンゾトリクロリド業務
  - (ケ) 塩化ビニル業務
  - (コ) 石綿業務
  - (サ) 1、2-ジクロロプロパン業務
  - (シ) オルトートルイジン業務
  - (ス) 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン
- (4) 委託事業の実施期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。

## 2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

- (4) 提出書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

- ①厚生年金保険、②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、③船員保険、  
④国民年金、⑤労働者災害補償保険、⑥雇用保険

### 3 特殊な技術等の条件

兵庫県内に所在する医療機関で次に示す要件を満たしていること。

- (1) 当該健康診断に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されており、当該医師がその健康診断の実施に当たること。特に、石綿業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断に関しては、日本呼吸器学会又は日本医学放射線学会の認定医又は専門医資格を有する医師が健康診断の実施に当たること。なお、石綿業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断の実施に当たる医師は石綿関連疾患の診断に関する研修を修了していることが望ましい。
- (2) 臨床検査技師等、当該健康診断に係る検査を円滑に遂行するために必要な者が充員されていること。
- (3) 委託する健康診断の種類に応じ、次に掲げる業務に係る健康診断の実施に必要な設備が装備されていること。ただし、一部設備が装備されていない場合であっても、他の一の衛生検査所等との業務委託契約等により当該設備を使用できる場合であつて、当該業務委託契約等において個人情報の適切な取扱いに係る内容が含まれていることが確認できた場合には、必要な設備が装備されているものとして差し支えない。

なお、それぞれの設備はその目的に照らし必要な性能を有するものとし、例えば(イ)のaのエックス線特殊撮影装置であれば、撮影又は撮像表示の性能等がじん肺の診断に必要な水準以上であること。

#### (ア) ベンジジン等業務関係

- a 遠心機及び顕微鏡  
b 標本染色用器具  
c 膀胱鏡  
d エックス線直接撮影装置  
e 超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置

#### (イ) 粉じん業務関係

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置  
b スパイロメーター及びフローボリューム曲線記録装置  
c 動脈血ガス分析装置  
d 顕微鏡及び細菌培養装置  
e 標本染色用器具

#### (ウ) クロム酸等業務関係

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置

- b 標本染色用器具
- c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡
- (エ) 砒素業務関係
  - a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
  - b 標本染色用器具
  - c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡
  - d 原子吸光分光光度計
- (オ) コールタール業務関係
  - a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
  - b 標本染色用器具
  - c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡
- (カ) ビス（クロロメチル）エーテル業務関係
  - a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
  - b 標本染色用器具
  - c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡
- (キ) ベリリウム業務関係
  - a 遠心機
  - b ダグラス・バッグ、ガスメーター、呼吸計（スパイロメーター等）、オキシメーター及び階段昇降試験用ステップ台
  - c エックス線直接撮影装置
  - d 心電計
  - e 原子吸光分光光度計
  - f パッチテスト用具一式
- (ク) ベンゾトリクロリド業務関係
  - a 遠心機及び顕微鏡
  - b 標本染色用器具
  - c エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
  - d 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡
  - e 血球数計算盤又は自動血球計数器
- (ケ) 塩化ビニル業務関係
  - a 顕微鏡
  - b 標本染色用器具
  - c エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
  - d 光電分光光度計
  - e シンチグラフィ撮影装置一式
  - f 血管造影器具
- (コ) 石綿業務関係
  - a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
  - b 標本染色用器具
  - c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

(㊦) 1、2－ジクロロプロパン業務関係

a 超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置

(㊧) オルトートルイジン業務関係

a 遠心機及び顕微鏡

b 標本染色用器具

c 膀胱鏡

d エックス線直接撮影装置

e 超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置

(㊨) 3, 3'－ジクロロ－4, 4'－ジアミノジフェニルメタン

a 遠心機及び顕微鏡

b 標本染色用器具

c 膀胱鏡

d エックス線直接撮影装置

e 超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置

(4) 社団法人全国労働衛生団体連合会の行う総合精度管理事業に参加している等、精度管理に努めていること。

なお、別途、兵庫労働局長の定める契約条件に合意できることが、契約に際し必要となる。

また、必要に応じて、上記条件の確認のため、当該医療機関を訪問することがある。

#### 4 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で参加を希望する者は、以下により意思表示を行なうこと。

(1) 意思表示期限

令和6年12月20日（金）17時まで

(2) 意思表示先

兵庫労働局総務部総務課会計第1係 担当 藤田

神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー14階

電話：078-367-9173

E-mail：fujita-masae@mhlw.go.jp

(3) 意思表示方法

上記(2)あてに「健康管理手帳所持者に対する健康診断事業に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について」（別添1）を提出し、選定基準等の確認を受ける。

文書の提出は、郵送（書留郵便に限る）又はEメール（電子ファイルを添付）によることとする。

#### 5 契約

(1) 委託契約の締結

委託契約は、兵庫労働局と選定された者の代表との間で別に提示する契約書に基づき締結することとなる。

ただし、契約条件に合意しない場合には、委託契約の締結ができないものである。

## (2) 委託費の支払

委託医療機関が当該健康診断を実施した月の翌月の15日までに指定の請求書で健康診断に要した費用請求を行い、兵庫労働局が審査・確定した費用を支払う精算払いとなる。健康診断費の単価等については別途定める。

## 6 再委託の制限

- (1) 委託契約の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に再委託することを禁止する。
- (2) 委託事業を再委託するときは、あらかじめ、再委託の承認にかかる申請書を兵庫労働局に提出し、その承認を受けなければならない。また、承認を受けた内容を変更する場合には、その旨の申請書を支出負担行為担当官兵庫労働局総務部長に提出し、同様の承認を受けなければならないこととする。ただし、当該再委託に係る契約金額が50万円未満の場合はこの限りではない。
- (3) 受託者は、委託事業を再委託したときは、再委託した業務を実施する当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、すべての責任を負うものとする。
- (4) 受託者は、委託事業の一部を再委託するときは、受託者がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。
- (5) 受託者は、再委託者からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制の届出書を支出負担行為担当官兵庫労働局総務部長に提出しなければならない。

## 7 その他

- (1) 委託手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本通貨
- (2) 契約保証金  
免除
- (3) 本事業の公募のために提出された書類の取扱
  - (ア) 提出された書類は返却しない。
  - (イ) 提出された書類は本事業の公募に関する目的以外には使用しない。
  - (ウ) 作成及び提出に係る費用は全て応募者の負担とする。
- (4) 本件担当者  
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー16階  
兵庫労働局労働基準部健康課 担当 横手  
電話：078-367-9153

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 板松 一郎 殿

所在地

名称

代表者名

健康管理手帳所持者に対する健康診断事業に係る  
公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について

当方は、貴局が公募する健康管理手帳所持者に係る健康診断のうち、  
( )業務に従事していた者に対する健康診断事業に応募したい  
ので、その旨を表示します。なお、当団体は下記記載の事項について相違ないことを申  
し添えます。

記

- 1 当団体は、予算決算及び会計令第70条の規定に該当しません。
- 2 当団体は、予算決算及び会計令第71条の規定に該当しません。
- 3 当団体は、厚生労働省から競争参加資格に関する指名停止を受けていません。
- 4 その他（提出物）
  - (1) 暴力団に該当しない旨等の「誓約書」（別紙1）
  - (2) 「保険料納付に係る申立書」（別紙2）
  - (3) 「特殊な技術等の条件」を満たすことを証明できる書面等  
（例：医師の医師免許証・認定証・研修修了証等の写し、臨床検査技師免許証等の  
写し、機械器具の存在及び使用状況等を示す文書（写しで可）・写真等を添付）

(担当者)

氏名

電話

## 誓 約 書

- 私  
 当社

は、下記 1 から 3 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

## 記

## 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

## 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

## 3 参加資格の適正化

- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 過去 1 年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (4) 前記 1 から 3 について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。（※再委託対象案件に限る。）

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

所在地  
事業所名  
代表者名

# 役員等名簿

事業所名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

(注) 法人の場合、法人登記簿に記載されている役員全員 (監査役含む) を記入してください。

## 保険料納付に係る申立書

当社は、直近 2 年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近 2 保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

(所在地)

(名称)

(代表者名)

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿